

愛川町新婚生活支援事業のご案内

～新婚新生活を支援するため、結婚を機に取得した新たな住宅の購入や住宅賃借費用、引越しに係る経費を助成します～

*補助金額

1世帯あたり最大30万円

*対象世帯

- ①令和3年3月16日から令和4年3月15日までに婚姻届を提出し受理され、婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下の世帯
- ②交付申請時に、夫婦ともに補助対象住宅に居住し、住所を有している。
- ③夫婦の前年分の所得の合計が400万円未満
(申請時において、婚姻を機に離職し無職の場合、離職した者について所得なしとします)
- ④町税(国民健康保険税を含む)に未納がないこと
- ⑤他の公的制度による家賃補助を受けていない
- ⑥過去にこの補助金を受けたことがない
- ⑦愛川町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと

問い合わせ先

愛川町子育て支援課子ども福祉班

電話番号 046-285-2111 内線 3362



愛川町観光キャラクター
あいちちゃん

表面からの続き

*対象費用

令和3年1月1日から令和4年3月15日までの間の、住宅の取得、住宅の賃借、引越しの際に要した、転入・転居に係る次の経費が対象です。

- ①新規の住宅取得費用(建物代に限る)
- ②新規の住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料に限る)
- ③新居への引越費用(引越業者又は運送業者への支払に要した費用に限る)

*提出書類

《申請される方は事前にご相談ください》

- 補助金交付申請書(第1号様式)
- 婚姻届受理証明書(又は婚姻後の戸籍謄本)
- 住宅取得の場合:売買契約書(写し)、領収書(写し)
- 住宅賃借の場合:賃貸借契約書(写し)、領収書(写し)
- 引越費用の場合:領収書(写し)※引越業者または運送業者利用のみ該当
- 住宅手当支給証明書(第2号様式)
- 夫婦の所得証明書
- 離職票又は退職証明書(婚姻を機に退職し、申請時、無職の場合)
- 貸与型奨学金の返済額がわかる書類(返済している場合のみ)
- 振込口座が確認できるもの(預貯金通帳、キャッシュカードなど)
- その他、必要な書類

※印鑑をご持参ください。(朱肉を使用するもの、スタンプ印不可。)

※申請書類については町のホームページからダウンロードできます。

◆令和4年3月22日(火)まで

(予算額に達した場合、受付を終了する場合があります。)

※詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。